



2023年12月8日

各 位

東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号
株 式 会 社 メ ン バ ー ズ
代表取締役社長 高野明彦
(コード番号：2130 東証プライム市場)
問い合わせ先 執行役員 ビジネスプラットフォーム本部長 米澤 真弥
(TEL： 03-5144-0660)

新株予約権の消滅に関するお知らせ

当社は、2019年6月18日開催の取締役会において発行を決定し、同日開示した当社取締役、執行役員、従業員及び当社グループ従業員に対して発行した新株予約権が消滅することになりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 消滅の対象となる新株予約権の内容

第16回新株予約権

取締役会発行決議日	2019年6月18日
割当日	2019年7月19日
新株予約権の権利行使期間	2020年7月1日から2024年6月30日
新株予約権の割当対象者	当社取締役、執行役員、従業員及び当社グループ従業員
新株予約権の権利行使価額	1株あたり1,999円
発行した新株予約権の数(株数)	675個(67,500株)
行使数(株数)	102個(10,200株)
消滅する新株予約権の個数(株数)	573個(57,300株)
消滅後の新株予約権の数(株数)	0個(0株)

2. 新株予約権消滅の理由

2023年12月8日の当社普通株式の終値をもって、本新株予約権における発行要領所定の「新株予約権の行使の条件」(6)の②の行使条件を満たさないこととなりましたため、当該新株予約権の全てが消滅するものであります。

第16回新株予約権発行要領

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、2020年3月期、2021年3月期、2022年3月期にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書)において、いずれかの期の営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権の個数を限度として、それぞれ定められた割合の個数を達成期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 営業利益が1,500百万円以上の場合

行使可能割合：100%

(b) 営業利益が1,200百万円以上の場合

行使可能割合：50%

- ② 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額の50%（但し、上記（2）に準じて取締役会により適切に調節されるものとする。）を下回った場合、上記①の条件を満たしている場合でも、本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 新株予約権の消滅日

2023年12月8日

4. 業績に与える影響

本件が業績に与える影響は軽微であります。

以 上